



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第98・99号
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1994, 98-99, p. 1-14
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78909
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報 第98・99号

1994年4月1日

吐魯番出土文物研究会

■ 目 次 ■

〈翻訳〉ソ連邦科学アカデミー東洋学研究所所蔵敦煌写本における官印と寺印

..... Л=И=Чугуевский 著・荒川正晴訳注 1

ソ連邦科学アカデミー東洋学研究所所蔵、 敦煌写本における官印と寺印

Л=И=Чугуевский 著・荒川 正晴訳注

【はじめに】

本号は、Л.И.Чугуевский, Китайские Документы из Дуньхуана, Москва, 1983 に付載されている、ソ連邦（現、ロシア）科学アカデミー東洋学研究所所蔵の敦煌文書に見える、官印と寺印に関する論稿の訳註を掲載するものである。原題は、Официальные и Монастырские Печати на Фрагментах Дуньхуанского Фонда по ИВАН СССР.であり、著者のЧугуевский氏は、あらためて紹介するまでもなく、メンシコフ氏とともに、ロシアを代表する敦煌漢文文献（とくに社会経済文書類）の専門研究者である。文書を歴史研究の史料として利用するにあたって、そこに捺されている印そのものに深く注意を向けることが、如何に重要な意味をもつかは贅言を要さず⁽¹⁾、訳者も新疆博物館所蔵のトゥルファン漢文文書に捺された官印を対象にして、ごく簡単に整理作業を試みたことがある⁽²⁾。本訳稿は、そうした整理作業の一端となるものであるが、訳者の未熟さから、誤訳や文章表現の稚拙さはもちろんのこと、註において掲げた諸情報についても多くの誤りや見落としがあるかと思う。多くの方々からのご教示を切に乞う次第である。なお訳文中、〔〕は、原文の意味を補って訳者が補記した部分であり、【】は、訳者による注記を示す。

- (1) 例えば、土肥義和「敦煌発見唐・回鶻間交易関係漢文文書断簡考」『中国古代の法と社会 栗原益男先生古稀記念論集』（汲古書院、1988年）pp.399-436.や森安孝夫「敦煌と西ウイグル王国」（『東方学』74、1987年）pp.58-74.は、S.8444の「内文思」使之印（5.7×5.7cm, 5.8×5.75cm）や P.3672 bisの「恩賜」都統（4.5×4.3cm）の印銘の解説とその捺印の意味を明確にすることによって、それぞれの文書の分析を深化させている。
- (2) 拙稿「トゥルファン漢文文書閲覧雑記」（『内陸アジア史研究』9、1993年）pp.79-93。

敦煌コレクションのどの写本の中にも、印をもった官文書や寺院文書がよく見られる。遺憾ながら、ソ連邦科学アカデミーの写本コレクションに保存される印は、とくに〔印のある〕公文書は、大多数が断片である。それに加えて、多くはごく僅かに残った印影から考察することになる。それにもかかわらず、ここではそれらの個々の残影から、その形態を復原し、印文を示している。印面の模写は、実物大にして現わしている【原文にはそれらが掲載されているが、本訳稿では省略する】。また印の解説に際しては、スタイン・ペリオおよび北京コレクション所蔵の文書番号もあげ、どこに類似した印があるのかを示した。かつてこうした作業は、わずかに陳祚龍氏により公表されることがあり、彼はパリで直接にペリオ将来文書を検討し、そこに捺された印を明確にした上でそれらを系統立て整理している（※1）。

印を検討するにあたり、我々は、敦煌文書の研究に確実で実地的な意義をもつ、ただ一つの課題にとどめることにする。即ち、文書に基づいて、残存した印のせめて大体の使用年代を示すことである。これは、あるいは作られた文書の性格を定めたり、その作成場所や年代を決定するのに役立つかも知れない。

印そのものの年代を決定する問題は、問題がとくに錯綜している研究のひとつである。これは、行政構造の研究の困難さのためと言うよりも、むしろ個々の機関の機能変動やそれら機関の改編と関係している。例えば、地域的な統合や分裂、および新たに設けられたまたは破棄された職務などに関連しているのである。種々の中国史料は敦煌地域の全く同一の歴史時期に触れているが、とくに敦煌地方の支配者である節度使のことについては、それらを帰義軍節度使あるいは沙州節度使と呼んでいる。年代が決定された印を有する文書の比較考査の方法によって、任意の時期に受け入れていた官称号のかなり明瞭な状況を認めることができる。つまり、851～895年の間は、帰義軍節度使と名付けられ、続いて895～955年は沙州節度使、そして最後に955年からは、再び帰義軍節度使となっているのである（No.4の印、参照）。

また敦煌地方の支配者は、自身の公式な称号である「節度使」を保持した上で、さらに多彩な称号を自らに付与しているが⁽¹⁾、ただし敦煌の王の印に関しては、それが捺されている写本には日付が欠落しており、当然ながらこの〔歴代節度使の称号〕問題に〔ストレートな〕回答を与えるものにはなっていない（No.2とNo.6の印、参照）。

これに関連して、おそらく寺院の印についても次のようなことが言える。年代が断定された写本、とくに初期の時期のそれに印が実際に存在していても、このことによって当時に、年々書写され寺院に奉納されていた写本にそれが存在していたことを必ずしも証明できるものではない。例えば、三界寺⁽²⁾の印は、もっぱらそれが有効であった時〔に作成された写本〕だけでなく、〔三界寺が置かれる以前ののものであっても〕関係する写本には認められる。これはおそらく、初期の写本に〔三界寺の〕印が捺されてはいるものの、それは三界寺の経蔵に納められた後に捺印されたと解釈することができるのである⁽³⁾。

さらに検討の結果、ここに三つの私印を呈示することができる。これは、経営文書に捺印された二つの個人の認印であり（No.13, 14の印、参照）、また一つはおそらく経典の個人的な所有者を示した蔵書票である。

レニングラード【現サンクト＝ペテルブルク】の敦煌写本コレクションには、次の15点の印がある。

1. 「燉煌」縣之印【5.3×5.2cm】⁽⁴⁾

敦煌の地方官衙の印。印は、研究者によって年代が決定され、その内容が明らかにされている次の写本に存在している。

S. 6343……7世紀末⁽⁵⁾。

P. 3557……701年⁽⁶⁾。

P. 3669……701年。

大谷 2835……703年⁽⁷⁾。

大谷 2836……703年⁽⁸⁾。

P. 2822……713年⁽⁹⁾。

P. 5591……726年⁽¹⁰⁾。

P. 2592……747年⁽¹¹⁾。

P. 3354……747年。

P. 3018……746-752年⁽¹²⁾。

P. 3559……746-752年。

P. 2657……746-752年。

Φ. 366……752-762年⁽¹³⁾。

S. 2703……758年⁽¹⁴⁾。

Дх. 1282+Дх. 3127…? -759年【ОКРД
1, pp. 681-682.】⁽¹⁵⁾。

大谷 2834……? ⁽¹⁶⁾

大谷 2835B……750年ごろ⁽¹⁷⁾。

S. 514……769年⁽¹⁸⁾。

2. 「金山白」衣王印【6×6cm】⁽¹⁹⁾

金山白衣の君主の印。印は官職の任命に関する二つの文書（P. 4632⁽²⁰⁾とДх. 3174、双方とも日付なし）に捺されている。

レニングラード写本の方は、ただ紙葉の下半分が残存している。いずれの文書も、捺された印は、互いに密接して用紙一面にある⁽²¹⁾。文書のテキストは、印の上に書かれている。もちろん、沙州（敦煌）において、五代時代の最初の王朝の時代—後梁（907—923）—に、最後の張氏一族の代表者—この時代にいた敦煌の支配者である節度使の張承奉—は、自身を“金山白衣の天の後裔”（「金山白衣天子」<『新五代史』巻74>）と宣言した。藤枝晃氏の仕事—沙州節度使の歴史を詳細に教えるものであるが—によると、天祐二年（905）に、張承奉は、彼によって作り出された国家に「西漢金山国」という名をつけ⁽²²⁾、自らに「金山白衣王」または「金山白衣天子」と命名した⁽²³⁾。彼は、乾化年間（911-915）まで、つまり敦煌豪族曹氏の権力が到来するまで、その位に留まった。この頃（おそらく920年の後まもなくの頃）、敦煌地方の支配者として曹議金が立てられている（藤枝晃「沙州帰義軍節度使始末（三）」『東方学報』京都 13-1、1942年、pp. 64-65.<同「沙州帰義軍節度使始末（一）」『東方学報』京都 12-3、1941年、pp. 79-80.>参照）。

しかし、ここで、デリーのインド国立図書館のスタイン将来ティベット文書コレクションに収められている、晩期の漢文文書 C. 109を考慮に入れるべきである。

この漢文写本について榎一雄氏は、写本テキストには、おそらく近い将来や、またコータンから張金山政権下の敦煌へ派遣された使節の、幸福と成功を願う仏陀への祈祷文や呼びかけが含まれていると説明している⁽²⁴⁾。本文書にある壬午の年は、確かに922年に一致しており、この年まで金山〔国〕の治世が続いていたことを確証しているのである。

3. 「歸義」軍印【5.5×5.2cm】

軍事関係の単位である“歸義軍”の印。四件の写本に存在し、それらのうち二つは、年月日を付し、節度使の職務に曹氏の代表者—曹議金—が、任じていた時期に関係している。

P.3556……………936年⁽²⁵⁾。

P.3347……………937年⁽²⁶⁾。

P.3903……………? ⁽²⁷⁾

Д x.1352…… 9-11世紀。О К Р Д, №1645 参照。【О К Р Д1, pp.667-668.】

4. 「沙州節」度使印 【5.6×5.7cm】

沙州地域の節度使の印。894-953年に關係する写本に見られる。この時期には、敦煌の節度使が自身を“金山白衣王”と布告した張承奉、続いて曹氏の代表者の曹議金、曹元徳、曹元深、曹元忠が支配者となっていた。

Д x.2165……………894-897年。О К Р Д, №2844 参照。【О К Р Д2, p.488.】⁽²⁸⁾

Д x.1435……………895年。О К Р Д, №1649 参照。【О К Р Д1, p.669.】⁽²⁹⁾

S.1604……………902年⁽³⁰⁾。

P.2704……………934年⁽³¹⁾。

P.4638……………937年⁽³²⁾。

P.3388……………947年⁽³³⁾。

Д x.3015+Д x.3156……953年。

Д x.3412+Д x.3415……?

この印は、顯徳二年（955）まで利用されたかも知れない⁽³⁴⁾。この年は、敦煌の節度使、曹元忠が、五代の終わりの時期に、新たな鑄造印“歸義軍節度使新鑄印”を下賜されており、我々は次の写本でそれに出会う。

S.2974……………961年⁽³⁵⁾。

S.4632……………968年⁽³⁶⁾。

S.5571……………968年⁽³⁷⁾。

P.2484……………968年?, 戊辰の年⁽³⁸⁾。

S.5590……………968年?, 戊辰の年⁽³⁹⁾。

S.5973……………975年⁽⁴⁰⁾。

P.2155……………日付はないが、曹元忠の時代に書写されたもの⁽⁴¹⁾。

P.2629……………? ⁽⁴²⁾

敦煌節度使の初期の印については、おそらくそれは“歸義軍節度使之印”であったと思われるが、それは T=ティロが公表した二つの日付の無い写本に認められる。この写本【受田簿】の内容は、〔歸義軍時代において〕土地の頒給が行われ、〔その所有を公的に〕認可していたことと結び付けて見ることができ、さらに筆者は、これを節度使政權到来の始めの時期、すなわち851-891年と関係していると考え（第1部の序論参照）⁽⁴³⁾。これらは、ル=コックによって将来され、番号整理されて登録された次の写本に存在している⁽⁴⁴⁾。

Ch/u 7525……………? - 891年。

Ch/u 7527……………? - 891年。

5. 「尚書戸」部之印 【5.3×5cm】⁽⁴⁵⁾

尚書省、戸部の印。さし当たり、ただ二つの年代未詳の文書が知られている。

Д x.2160a..... О К Р Д, №.2906 参照。【О К Р Д 2, pp.532-533.】

Д x.2160b..... О К Р Д, №.2915 参照。【О К Р Д 2, p.537.】

6. 「瓜沙州」大王印 【4.3×3.2cm】

瓜州と沙州地域の大王の印。ただ、仏教文献のテキストにのみ見られるので、あるいは公文書には、この印は全く用いなかったかも知れない。

Ф.125..... 7-10世紀。О К Р Д, №.584 参照。【О К Р Д 1, p.227.】⁽⁴⁶⁾

Д x.212..... 8- 9世紀。О К Р Д, №.184 参照。【О К Р Д 1, p.83.】

Д x.2027.....10-11世紀。О К Р Д, №.1835 参照。【О К Р Д 2, pp.60-61.】⁽⁴⁷⁾

Д x.214a.....11世紀。О К Р Д, №.937 参照。【О К Р Д 1, pp.368-369.】⁽⁴⁸⁾

Д x.10265..... ?

Д x.4239..... ?

P.2177..... ? ⁽⁴⁹⁾

P.2209..... ? ⁽⁵⁰⁾

P.4681..... ? ⁽⁵¹⁾

S.5995..... ? ⁽⁵²⁾

0789 ? 『索引』 p.331. 参照 ⁽⁵³⁾。

一見して明らかのように、写本の年代が推定される若干の経典は、必ずしも敦煌の節度使がこの瓜沙州大王という称号を帯びることができた時代（10世紀以前ではない）と合致するわけではない。また経典に当該の印が存在することは、明確にそれらが、大王という称号を帯びた節度使の所有にかかる仏教文献コレクションに属していることを教えてくれる⁽⁵⁴⁾。

曹氏は、節度使の職を留保するとともに、自身に敦煌国の天王（「敦煌天王」）⁽⁵⁵⁾、または単に敦煌の王（「敦煌王」）と命名した。ただし、そのようなタイトルを持つ印は、私にとっては未見のものではあるが。

7. 「涼州都」督府之印 【5.5×5.5cm】

涼州地域の都督府の印。裏面の「老子道德経」の貼り合わせた箇所には捺される。

Д x.1111+Д x.1113..... 8-10世紀。О К Р Д, №.1425 参照。【О К Р Д 1, p.557.】

8. 「沙州觀」察處置」使之印 【4.9×5cm】

私が958-972年と日付を決めたД x.1405文書【О К Р Д 1, p.640.】のうち、с т к.1には、ただ右上の角に「沙」と「州」の二文字だけが、またс т к.2には、印銘の二つの文字の右半分が残されている。Д о к. №.33参照。

891年に年代決定されている P.3384文書に見える完全な印影をもつ印と同一のものである（玉井是博「再び敦煌戸籍残巻について」『支那社会経済史研究』岩波書店、1942年、p.272.参照）。この印は、958年まで利用された印かも知れない。おそらく、任務の削減によって新印である「瓜沙等州觀察使新印」が現れたのであろう。この印は、次のような紀年をもつ文書に捺されている。

P.3379.....958年⁽⁵⁶⁾。

P.3975.....959年⁽⁵⁷⁾。

P. 3576……………989年⁽⁵⁸⁾。

P. 2968……………? ⁽⁵⁹⁾

9. 「報恩寺」藏經印 【5×3.9cm】⁽⁶⁰⁾

報恩寺の仏教文献の保管所である経蔵の印。レニングラード・コレクションには、次の写本に捺されている。

Φ. 159…………… 7-10世紀。OKPД, No. 84 参照。【OKPД1, p. 50. には「龍恩寺藏經印」とある。】⁽⁶¹⁾

Φ. 9…………… 8- 9世紀。OKPД, No. 115 参照。【OKPД1, p. 61. には「龍恩寺藏經印」とある。】⁽⁶²⁾

Φ. 23…………… 8-10世紀。OKPД, No. 122 参照。【OKPД1, p. 64. には「龍恩寺藏經印」とある。】⁽⁶³⁾

Дх. 1771…………… 9-11世紀。OKPД, No. 1834 参照。【OKPД2, p. 60.】

Φ. 32……………1002年。OKPД, No. 1696 参照。【Φ. 32a, OKPД2, pp. 683-684. には「報恩寺藏印」とある。】⁽⁶⁴⁾

同一の印が捺されている、他のコレクションの写本番号は、陳祚龍氏の論稿を参照のこと。

10. 「李醜兒」宅經記 【5×3.8cm】

Φ. 2296 という番号のもとに登録された重要な古文書に見える李醜兒なる人物の印（OKPД, No. 897、11世紀、【OKPД1, pp. 353-354.】参照）。おそらく、李醜兒は、仏教文献のコレクションの所有者であったと思われる。このような同じ印は、Π=K=コズロフが、カラホトで見つけた漢文の木版（TK. 186、12世紀の刊行）の一つに捺されている。

P. 3167B（895年）に記されている李醜兒の家は、その娘である鏡行が、普光寺に登録されている⁽⁶⁵⁾。

11. 「三界寺藏經」 【7.8×2.3cm】

三界寺の仏教文献に捺された印で、次の写本に認められる⁽⁶⁶⁾。

Φ. 159…………… 7-10世紀。OKPД, No. 84 参照。【OKPД1, p. 50.】⁽⁶¹⁾

Φ. 23…………… 8-10世紀。OKPД, No. 122 参照。【OKPД1, p. 64.】⁽⁶³⁾

Φ. 24…………… 8-10世紀。OKPД, No. 157 参照。【OKPД1, p. 75.】⁽⁶⁷⁾

Дх. 1771…………… 9-11世紀。OKPД, No. 1834 参照。【OKPД2, p. 60.】

同じ印が捺されている、他の敦煌コレクションの写本番号は、陳祚龍氏の論稿を参照のこと。

12. 「蓮藏經」 【6.5×? cm】

蓮台寺の仏教文献に捺された印。レニングラード・コレクションでは、次の写本に捺されている。

Дх. 1018…………… 8- 9世紀。OKPД, No. 174 参照。【OKPД1, p. 80.】

Дх. 1760…………… 8-10世紀。OKPД, No. 1806 参照。【OKPД2, p. 53.】

Дх. 3021…………… ?

これと同じ印が、他の敦煌コレクションの写本中に有るかどうかは、私は知らない。おそらく、陳祚龍はこれに触れてはいないので、無いものと思われる。

13. 個人の認印【直径1.2cmほどの円形状】。己卯の年（859,919,979年？）の日付を有するДх.1359a（ОКРД, №.1646【ОКРД1, p.668.】）文書に、二箇所捺されている。文書の最後に一回、別に一テキストの修正個所に一印を付しているが、おそらくそれは、“修正することを信認する”意であろう。

この印を捺している文書は、牧人の康定奴の責任の下に管理されている羊群の登録に言及している。同じく、家畜の登録に関係している、若干の同様な文書は、スタイン将来チベット文書【コレクションに収められている漢文文書】（C.107 参照）とベリオ文書（“敦煌掇瑣” №.73 参照）にある。

これらはすべて、チベット支配時代以降の時期に関係しており、また個人の認印をもっている。C.107 文書の印は、『スタイン敦煌文献及び研究文献に引用紹介せられたる西域出土漢文文献分類目録初稿【非仏教文献之部 古文書類】Ⅱ』（東洋文庫敦煌文献研究委員会、1967年）p.172.に模写されている。

14. 己卯の年（859,919,979年？）に比定されるДх.4277+Дх.6042文書に捺される個人の認印【直径1.5cm ほどの円形状】。文書は、食料品の交付に関する経済文書の断片である。すべての取引・売買などの事務は、これらの認印によって認証される。全部でテキストには、21点の印影が保存されている。

15. 「浄土寺藏經」【6.4×1.8cm】

浄土寺の仏教文献の保管所である経蔵の印。レニングラード・コレクションには、ただ二つの写本にのみ保存されている。

ф.112…………… 8-10世紀。оп.№.724 参照。【ф.112a, ОКРД1, p.280.】⁽⁶⁸⁾

ф.167…………… 9-11世紀。оп.№.1280 参照。【ОКРД1, p.489.】⁽⁶⁹⁾

これと同じ印をもつ、他の敦煌コレクションの写本番号は、陳祚龍の論稿を参照のこと。

【略号】

ОКРД……Л.Н.Меньшиков, И.С.Гуревич, В.С.Спирин, М.И.Воробьева-Десятовская, С.А.Школяр, И.Т.Зограф, А.С.Мартынов, Б.Л.Смирнов, *Описание Китайских Рукописей Дуньхуанского Фонда Института Народов Азии*, Выпуск1,2,Москва,1963,1967.

【原註】

※(1) Chen Tsu-lung 陳祚龍, *Liste alphabétique des impressions de sceaux sur certains manuscrits retrouvés à Touenxhouang et dans les régions avoisinantes, Mélanges publiés par l'institut des hautes études Chinoises, tome second, Paris, 1960, pp.5-14.; Liste supplémentaire des impressions de sceaux officiels sous les T'ang et les Cinq dynasties, J.A., tome CCLI, 1963, pp.257-263.* スタインや他のコレクションにある印を有する文書については、上記論文を参照。

【略号】

- 『索引』……商務印書館編『敦煌遺書総目索引』商務印書館、1962年（再刊 中華書局、1983年）。
- 『籍帳』……池田温『中国古代籍帳研究』東京大学出版会、1979年。
- 『文書学』……林聰明『敦煌文書学』新文豐出版公司、1981年。
- 『釈録』……唐耕耦・陸宏基編『敦煌社会経済文献真蹟釈録』1-5、書目文献出版社・古佚小説会、1986-1990年。
- 『俄蔵』……俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所・俄羅斯科学出版社東方文学部・上海古籍出版社編『敦煌吐魯番文献集成 俄蔵敦煌文献』1・4、上海古籍出版社・俄羅斯科学出版社東方文学部、1992・1993年。
- 『上海蔵』……上海博物館・上海古籍出版社編『敦煌吐魯番文献集成 上海博物館蔵敦煌吐魯番文献』1、上海古籍出版社、1993年。
- 『英蔵』……中国社会科学院歴史研究所・中国敦煌吐魯番学会敦煌古文献編輯委員会・英国国家図書館・倫敦大学亜非学院編『英蔵敦煌文献』1-8、四川人民出版社、1990-1992年。

【訳註】

- (1) 歴代の沙州帰義軍節度使が帯びた称号については、栄新江「沙州帰義軍歴任節度使称号研究」『敦煌学』19、1992年、pp.15-67参照。
- (2) 三界寺は、834年以前の吐蕃占領時代にはその名は確認できず、浄土寺とともに、永康寺・永寿寺に代わって、帰義軍期には仏教教団十六大寺（後、十八大寺）中の寺として数えられていた。土肥義和「莫高窟千仏洞と大寺と蘭若と」『講座敦煌 3 敦煌の社会』（大東出版社、1980年）pp.356-357。
- (3) こうした類例として、P.2284（「大乘稻竿經随聴疏 沙門法成集」）が掲げられる。土肥義和氏によれば、本文書は、永康寺の法律福漸が所持したものであるが、同時に、これに「浄土寺蔵經」の寺印が捺されていること、また永康寺の名が840年代以降には消滅することから、もともと本文書は永康寺にあったが、その後浄土寺の経蔵に移管されたものと推測されている。土肥義和、前掲論文、p.369、註（9）。
- (4) 【】内に記した印の大きさは、本論文の後ろに付載されている、印の実物大のスケッチを計測したものである。以下、同様。
- (5) S.6343は、『籍帳』（p.166.）および『釈録』1（pp.128-129.）では、「唐〔七世紀後期〕沙州敦煌県龍勒郷籍」として掲載されている。現在、本文書は三断片が接合されており、その戸籍記載面に「燉煌」縣之印が捺されている。
- (6) P.3557とP.3669とは、本来接合されていたものである。『籍帳』（pp.167-169.）および『釈録』1（pp.130-134.）では、これらを「周大足元年（701）沙州敦煌県効穀郷籍」として併せて移録する。戸籍記載面だけでなく、「燉煌」縣之印は、「沙州」之印とともに縫背注記部分にも捺されている。
- (7) 大谷2835について、『籍帳』（pp.342-343, p.337.）は、大谷2835として「周長安三年（703）三月括逃使牒并敦煌県牒」を、また大谷2835背として「周聖暦二年前後（c.699）敦煌県勲蔭田簿」を載せている。いずれにも、「燉煌」縣之印が捺されている。また『釈録』2（p.322, pp.326-327.）も、『籍帳』の見解を踏襲する。

- (8) 『籍帳』(pp.343-344.)および『釈録』2(pp.328-330.)の「周長安三年(703)三月敦煌県録事董文徹牒」。
- (9) 『籍帳』(pp.170-172.)では、P.2822は、羅振玉旧蔵の文書と接合されており、「唐先天二年(713)沙州敦煌県平康郷籍」と題する。捺印箇所は、「沙州」之印とともに縫背注記部分。『釈録』1(pp.135-137.)も同様。
- (10) 黄永武主編『敦煌遺書最新目録』新文豊出版公司、1986年(p.784.)には、P.5591は、欠号とされている。
- (11) 『籍帳』(pp.192-214.)には、P.2592とP.3354だけでなく、羅振玉旧蔵およびS.3907と併せて、「唐天宝六載(747)敦煌郡敦煌県龍勒郷都郷里籍」としてその録文を掲げている。縫背注記部分に捺印されるが、「燉煌」縣之印の上に「燉煌」郡之印が捺されている。『釈録』1(pp.161-188.)では、これらにP.2547Vも併せて載せている。なお、Bibliothèque Nationale(ed.), *Catalogue des Manuscrits chinois de Touen-houang*(Fonds Pelliot chinois), vol.3, Paris, 1983, p.290.に載せるP.3354Rの解説では、「燉煌」縣之印ではなく「燉煌」縣印(5.3×5.3cm)とする。
- (12) P.3018, P.3559, P.2657は、『籍帳』(pp.263-281.)の「唐天宝年代(c.750)敦煌郡敦煌県差科簿」。この年代については、『釈録』1(pp.208-262.)も採用している。
- (13) 『釈録』2(pp.334-368.)には、「唐天宝十載(751)前後沙州敦煌県退田簿」として載せている。
- (14) 「燉煌」縣之印が捺された文書は、『籍帳』(pp.485-486.)の「唐〔天宝時代(c.750)?〕敦煌県名簿」(S.2703-7・8)である。『釈録』4(pp.470-471.)。
- (15) 『釈録』2(p.447.)には、「敦煌県從化郷等納草人名目」として載せる。
- (16) 『籍帳』(p.338, p.345.)によれば、大谷2834は、表が「周聖暦二年前後(c.699)敦煌県受田簿」、背が「周長安四年前後(c.704)敦煌県状」となっている。『釈録』2(p.323, p.333.)も同様。
- (17) 大谷2835Bがどの文書を指しているのかは不明。
- (18) 「唐大暦四年(769)沙州敦煌県懸泉郷宜禾里手実」(『籍帳』pp.215-233.)。縫背注記部分に、「燉煌」縣之印が「沙州都」督府印とともに捺される。『釈録』1(pp.189-207.)。
- (19) P.4632に捺されている「金山白衣王印」について、『釈録』4(p.292.)および『文書学』(p.122.)は、「金山白帝王印」と録している。またハミルトン氏も「金山白帝王印」と理解している。J.Hamilton, *Les Ouïghours à l'époque des Cinq Dynasties d'après les documents chinois*, Paris, 1955, p.50.
- (20) 『釈録』4(pp.291-292.)の「西漢金山国聖文神武白帝勅宋惠信可摄押衙兼鴻臚卿知客務」では、P.4631と併せて移録している。
- (21) P.4632の「西漢金山国聖文神武白帝勅」(『釈録』4, pp.291-292.)には、2-6行目にかけて計15顆の(5顆ずつ三列にわたる)印が捺されている。
- (22) 張承奉の西漢金山国について言及もしくは検討した論稿は少なくないが、最近のまとまった論稿として、榮新江「金山國史辨正」『中華文史論叢』50、上海古籍出版社、1992年、pp.73-85.が掲げられる。榮新江氏は、開平四年(910)秋に金山国

が建国されたと見る。この他にも王冀青「有関金山国史的幾個問題」『敦煌学輯刊』3、1982年、pp.44-50。盧向前「金山国立国之我見」『敦煌学輯刊』1990-2、pp.14-26.等参照。

- (23) 「金山白衣」の意味するところについては、いくつかの解釈が提唱されているが、そのうちハミルトン氏は、「金山」を？を付しながらもアルタイ山とし、また「白衣」をマニ教徒の服装と関係づけて解釈を行っている。J.Hamilton, *ibid.*, pp.48-50,128-129.この見解については、森安孝夫氏の批判を参照のこと。「VI.ウイグルと敦煌」『講座敦煌 2 敦煌の歴史』（大東出版社、1980年）pp.309-310。
- (24) Louis de la Vallée Poussin, *Catalogue of the Tibetan manuscripts from Tun-huang in the India office library*, London, 1962.に付載される Kazuo Enoki, Appendix Chinese manuscripts, pp.239-269. このうち、C109 (pp.261-262.) には、この文書について、“It seems that the text concerns praying to Buddha for good luck in the future and in the travel of an embassy of Khotan sent to Tun-huang under the rule of Chang Chin-shan 張金山. The sexagenary year Jên-wu 壬午 in the text almost certainly corresponds to A.D.922 and this proves the existance of the kingdom of Chin-shan in this year.”と解説している。
- (25) P.3556V-3。『釈録』3 (p.90.) の「後唐清泰三年（936）正月廿一日帰義軍節度留後使曹元徳轉經捨施迴向疏」。『文書学』p.119。
- (26) 『釈録』4 (p.297.) の「後晋天福三年（938）張員進改補充衙前正十将牒」（「後晋天福三年<938>十一月五日勅帰義軍節度使牒」）。『文書学』p.119。
- (27) 『索引』（p.297.）の「武定成改充瓜州軍事押衙知孔目事殘牒」。
- (28) OKP II 2 (p.488.) の解説では「沙州乾寧使印」が捺されているとする。
- (29) OKP II 1 (p.669.) の解説によれば、このII x 1435も、「沙州乾寧使印」が捺されているとする。
- (30) 『釈録』4 (p.125.) の「唐天復二年（902）四月廿八日沙州節度使帖都僧統等」。
〈写〉『英蔵』3、巻頭図版、pp.101-102。
- (31) 『釈録』3 (pp.85-88.) の「後唐長興四至五年（933-934）曹議金迴向疏」。『文書学』p.115。
- (32) 『釈録』4 (pp.387-388.) の「権知帰義軍節度兵馬留後守沙州長史曹仁貴状」。
『釈録』では、印文を「沙州朝貢使印」とする。またこのP.4638（『釈録』5、pp.17-18, pp.19-20.「清泰四年<937>都僧統龍辯等牒稿」）には「沙州都僧統印」が捺されている。
- (33) 『釈録』4 (p.173.) の「開運四年（947）三月九日帰義軍節度使曹元忠追念設供疏」。『文書学』p.115。
- (34) このほか、「沙州節度使印」は、P.4046「後晋天復七年（942）十一月廿二日曹元深捨施迴向疏」（『釈録』3、p.92.）、羅振玉旧蔵「年次未詳〔十世紀前期〕沙州白刺頭枝頭名簿」（『籍帳』pp.603-604;『釈録』pp.437-440.）などにも見えている。
- (35) 『釈録』4 (p.175.) の「宋建隆二年（961）二月帰義軍節度使曹請賓頭盧頗羅墮上座疏」。〈写〉『英蔵』4、p.263。

- (36) 『積録』4 (p.176.) の「宋乾德六年(968) 帰義軍節度使敦煌王曹元忠疏」。
 <写>『英蔵』6、巻頭図版、p.179。
- (37) S.5571は、後掲の S.5590とともに「戊辰年(968) 七月酒戸鄧留定状並判」。印は反対面のS.5571Vに捺されている。<写>『英蔵』8、1992年、p.41。<録>『積録』3、p.625。
- (38) 『籍帳』(pp.660-662.) および『積録』3 (pp.590-595.) の「宋戊辰年(968) 十月七日帰義軍算会群牧駝馬牛羊現行籍」。
- (39) 前掲註(37) 参照。印は反対面の S.5590Vに捺されている。<写>『英蔵』8、1992年、p.101。<録>『積録』3、p.625。
- (40) 『積録』3 (pp.100-103.) の「宋開宝七-八年(974-975) 帰義軍節度使曹元忠・曹延恭施入迴向疏」。印面の大きさは、おおよそ6×5.8cm。
- (41) 『積録』3 (p.596.) の「帰義軍曹元忠時期駝馬牛羊皮等領得曆」。
- (42) 『積録』3 (pp.271-276.) の「年代不明[964?] 帰義軍衙内酒破曆」。『積録』では、P.2629と併せて、董希文旧蔵、敦煌文物研究所蔵を載せている。
- (43) 『籍帳』(pp.665-666.) の「宋端拱三年(990) 沙州戸鄧守存等戸口受田簿」。
 『積録』2 (pp.481-482.) も『籍帳』に従う。
- (44) 「帰義軍節度使之印」は、このほかにも S.1898「帰義軍時期兵士裝備簿」(『積録』4、pp.505-506.) や S.4398「天福十四年(949) 五月新授帰義軍節度觀察留後曹元忠牒」(『積録』4、p.398.) などにも見えている。
- (45) この他にも、尚書六部の印として、『籍帳』(pp.490-491.) によれば、P.3952「唐乾元二年?(759?) 沙州羅法光納錢尼告牒」と P.4072-3「唐乾元二年?(759?) 沙州張嘉礼納錢僧告牒」とに、「尚書祠?部?之印」が捺されている。
- (46) φ125『善臂菩薩所問六波羅蜜經』巻下。<写>『俄蔵』1、図17。cf.『文書学』p.117。
- (47) Д x 2027『大般若波羅蜜經』。『文書学』p.117。
- (48) Д x 214a『法門名義集』。『文書学』p.117。
- (49) P.2117『佛說馬有三相經』。『索引』p.258。
- (50) P.2209『妙法蓮華經卷第三』。『文書学』p.116。
- (51) P.4681『神說馬有三相經第三』。『文書学』p.117。
- (52) S.5995『佛經目錄』。『文書学』p.116。
- (53) 0789『妙法蓮華經玄贊第四』(『索引』p.331.)。中村不折所蔵燉煌遺書目錄。
- (54) このほかにも、「瓜沙州大王印」は、北図羽字24号『佛說佛名經』、北図鳥字47号『普賢菩薩行願王經』、天津博4480『大方等大集經卷第四』、P.2318『摩訶般若波羅蜜經卷第二』、P.2413『大樓炭經卷第三』などに見えている。『文書学』pp.115-117。
- (55) Chen Tsu-lung 陳祚龍, Liste alphabétique des impressions de sceaux sur certains manuscrits retrouvés à Touen-houang et dans les régions avoisinantes, *Mélanges publiés par l'institut des hautes études Chinoises*, tome second, Paris, 1960, p.12. に、S.1563 (R) の「燉煌國」天王印」の存在が指摘されている。<写>『英蔵』3、p.94。三カ所に捺印。なお本号の最後(p.14.) に付した付記[7]も、併せて参照。

- (56) 『籍帳』(pp.658-659.)の「後周顯德五年(958)二月沙州社録事都頭陰保山等三人團保牒」。『釈録』4(pp.511-512.)。
- (57) P.3975には、「己未年八月廿八日」とのみ記される。本文書が、帰義軍節度使時代の通行許可書であったことは、土肥義和「V. 帰義軍(唐後期・五代・宋初)」『講座敦煌 2 敦煌の歴史』(大東出版社、1980年) p.266に、録文を掲げて指摘されている。
- (58) 『釈録』3(p.104.)の「宋端拱二年(989)三月帰義軍節度使曹延禄設齋施捨迴向疏」。
- (59) 『索引』(p.276.)の「瓜沙等州節度使状」。
- (60) 『文書学』(pp.124-131.)には、「寺院印信」として、以下の五つを掲げている。
- [1] 「浄土寺藏經」……S.1593, S.1832, S.4630, S.5296, P.2004, P.2039, P.2057, P.2100, P.2175, P.2219, P.2263, P.2290, P.2298, P.2320, 北図為字12, 97, 98号, 北図荒字69号, 傳增湘旧蔵『大般涅槃經卷第十三』, ϕ90, ϕ122a, ϕ167, 敦煌博38号。
 - [2] 「三界寺藏經」……S.1587, S.2129, S.3755, S.3788, S.4861, S.4864, S.4868, S.4876, S.4916, 中図7524, P.2097, Ⅱ x 1771, ϕ23, ϕ159。
 - [3] 「報恩寺藏經」……北図荒字54号, 北図為字97, 98号, 中図4749号。
 - [4] 「乾明寺藏經」……P.3072。
 - [5] 「龍恩寺藏經」……ϕ9, ϕ23, ϕ159。
- また岡部和雄氏は、「敦煌藏經目録」『講座敦煌 7 敦煌と中国仏教』(大東出版社、1984年) p.317において、スタイン・ペリオ(ただし2001-2500号まで)両文書中に見える藏經印として、以下の6つを掲げている。
- [1] 「報恩寺藏經印」…S.158, S.349, S.443, S.860, P.2233。
 - [2] 「浄土寺藏經」……S.112, S.1754, S.1761, S.3473, S.3522, P.2004, P.2039, P.2100, P.2175, P.2188, P.2219, P.2263, P.2284, P.2290, P.2298, P.2320。【P.2057…訳者補】
 - [3] 「三界寺藏經」……S.360, S.1688, S.1706, S.1731, S.1741, S.1751, S.1756, P.2097, P.2233。
 - [4] 「藏經永安」……S.4608。
 - [5] 「顯德寺藏經印」…P.2097。
 - [6] 「開元寺大藏經」…P.2351。
- (61) ϕ159『大般若波羅蜜多經』卷第279。〈写〉『俄藏』4、p.90。朱印。
- (62) ϕ009『大般若波羅蜜多經』卷第441。〈写〉『俄藏』1、p.88。
- (63) ϕ023『大般若波羅蜜多經』卷第464。朱印。〈写〉『俄藏』1、図19。
- (64) ϕ032C『敦煌王曹宗壽与濟北郡夫人汜氏捐經題記』。〈写〉『俄藏』1、p.322。
- (65) 「乾寧二年(895)三月安国寺道場司常秘等牒」(『釈録』4, pp.66-67.)の九行目に、「李醜兒女鏡行」とある。
- (66) 上海博物館所蔵の上博47(40796)の『大般若波羅蜜多經』卷第326にも、「三界寺藏經」(墨印)が捺されている。〈写〉『上海蔵』1、p.377。
- (67) ϕ024『大般若波羅蜜多經』卷第594。〈写〉『俄藏』1、p.243。
- (68) ϕ112『大宝積經』卷112。墨印。〈写〉『俄藏』1、図18。
- (69) ϕ167『金剛般若經義疏』卷第2。〈写〉『俄藏』4、図10、p.163。

Bibliothèque Nationale(ed.), *Catalogue des Manuscrits chinois de Touen-houang* (Fonds Pelliot chinois), vol.1,3,4, Paris, 1970, 1983, 1991. には、本論文中および上記注に見えない印も含めて、次のようなものがその印面の大きさとともに報告されている。以下、参考までにそれらを掲げておく。

- [1] 「壽昌」縣印」……P.3016V (5×4.5cm) .
- [2] 「朔方軍節」度之印」…P.3298 (5.7×5.2cm) .
- [3] 「河西節」度使印」……P.3103R (5.7×5.7cm) .
- [4] 「眞」……P.3207V (3×1.9cm) . 墨印。
- [5] 「豆盧」軍之印」……P.3274R,V (5.2×4.8cm) .
- [6] 「豆盧」軍印」……P.3348V (5.5×5.5cm) .
- [7] 「燉煌」縣印」 ? ……P.3354R (5.3×5.3cm) .
- [8] 「節(?)度使之印」……P.3034R (5.5×5.5cm) .
- [9] 「尚書司(祠)部」告身之印」…P.3952R,V (5×5cm) .
- [10] 「沙州院」之朱記」……P.3547V (4.2×3.8cm) .
- [11] 「河西道」觀察使印」…P.3527 (5.5×5.5cm) .
- [12] 「河西……印」……P.3863R (5.3×5.1cm) .
- [13] 「河西□□」□道□」□□印」…P.3529R (6.1×5.7cm) .
- [14] 「歸義軍節」度觀察」留後印」…P.3835V (5.5×5.5cm) .
- [15] 「六甲印」……P.3810.
- [16] 「臨[河鎮]使[之印]」……P.3591V (5.2×4.2cm) .
- [17] 「恩賜」都統」……P.3672 bis (4×4cm) . /cf. 森安孝夫、前掲論文。
- [18] 「宣諭使」圖書記」……P.3573R,V (4.8×4.8cm) .
- [19] 「津(?)邨[-]」之印」…P.3533.
- [20] 「歸義軍」節度使」新鑄印」…P.2155R,V (6×5.7cm) ;P.2484R (6×5.8cm) ;P.3878V (6×6.2cm) . /cf. S.5973R1,2,3,4 (6×5.8cm) .
- [21] 「燉煌」縣之印」……P.3018V (4.8×4.8cm) ;P.3557V (5.7×5.5cm) ;P.3664V (5.3×5.4cm) ;P.3669V (5.7×5.5cm) . /cf. S.2703-(7)(8) (5.3×5.3cm) ;S.6111V (4.8×5cm) .
- [22] 「歸義」軍印」……P.3260 (5.4cm×?cm) ;P.3347 (6×5.3cm) ;P.3556V (5.5×5.3cm) ;P.3902BV;P.3903 (5.4×5.3cm) .
- [23] 「瓜沙等」州觀察」使新印」…P.3379 (5.8×5.8cm) ;P.3576 (5.8×5.8cm) ;P.3975 (5.8×5.8cm) .
- [24] 「沙州觀」察處置」使之印」…P.3239 (5.8×5.6cm) ;P.3384R,V (5.8×5.8cm) ;P.3805R,V (5.8×5.6cm) .
- [25] 「沙州」之印」……P.3899V (5.2×5cm) .
- [26] 「沙州節」度使印」…P.3388 (5.8×5.5cm) . /cf. S.1604R1 (5.6×5.6cm) .
- [27] 「瓜沙州」大王印」…P.2177R,V (4.4×3.4cm) ;P.2209R (4.3×3.3cm) ;P.2318R,V (4.4×3.4cm) ;P.2413R,V (4.3×3.3cm) .
- [28] 「乾明寺藏經」……P.3072V (6.2×1.4cm) .
- [29] 「淨土寺藏經」……P.2004R (6.4×1.8cm) ;P.2039R (6.5×1.8cm) ;P.2057R

(6.4×1.8cm) ; P.2100R (6.4×1.8cm) ; P.2175R (6.5×1.8cm) ; P.2188R (6.4×1.9cm) ; P.2219 (6.4×1.8cm) ; P.2263R (6.5×1.8cm) ; P.2284R (6.5×1.8cm) ; P.2290R (6.5×1.8cm) ; P.2298R (6.4×1.8cm) ; P.2320R (6.4×1.8cm) .

[30] 「報恩寺」藏經印」……P.2233 (5×4cm) .

[31] 「三界寺藏經」……P.2029 (8×2.5cm) ; P.2233 (7.9×2.5cm) .

[32] 「開元寺」大藏經」……P.2351V (4.9×3.5cm) .

[33] 「顯德寺」藏經印」……P.2097 (5×3.9cm) .

なおこの他にも、次のような印も認められる。

[1] 「瓜州團」練使印」……P.4622 (6×5.7cm) 「雍熙三年(986)十月曹延瑞請釈門四部大衆疏」/cf.『釈録』4,p.182。

[2] 「河西都」僧統印」……S.520R (4.9×4.9cm) 「報恩寺方等道場請諸司勾当分配榜」; S.1604R (4.8×5cm) 「天復二年(902)四月廿八日都僧統賢照帖諸僧尼寺綱管徒衆等」; S.2575R2 「後唐天成三年(928)七月十二日都僧統海晏於諸寺配借幡傘等帖」 「後唐天成四年(929)三月六日応管内外都僧統海晏榜」 「後唐天成四年(929)三月九日普光寺置方等道場榜」; S.3879R1,R2 (4.9×5cm) 「乾佑四年(951)四月四日応管内外都僧統為常例転念限応有僧尼准時雲集帖」 「為釈迦降誕大会念経僧尼於報恩寺雲集帖」; S.3798R 「雍熙四年(987)五月廿六日沙州靈図寺授清浄意菩薩戒牒」; P.2638 「後唐清泰三年(936)六月沙州懶司教授福集等状」; P.2879V 「河西都僧統応管壹拾柒寺僧尼籍」/cf.『釈録』4,pp.128-129,/『釈録』4,pp.126-127,/『釈録』4,pp.131-133,4,pp.134-140,4,p.141,/『釈録』4,pp.151-152,153,/『釈録』4,p.102,/『籍帳』pp.648-650,『釈録』3,pp.391-395,/『釈録』4,p.248。

[3] 「常楽」縣印」? ……P.3727V1。

[4] 「通天萬」壽之印」……P.2826R 「于闐王賜張淮深札」/cf.『釈録』4,p.365。

[5] 「大于闐漢」天子制印」…P.2826R 「于闐王賜張淮深札」/cf.『釈録』4,p.365。

[6] 「沙州都」僧統印」……P.4638V-11,12 「清泰四年(937)都僧統龍辯等牒稿」/cf.『釈録』5,pp.17-20。

[7] 「燉煌國」天王印」……S.1563R (5.3×5.3cm) 「甲戌年(914)西漢燉煌国聖文神武王准鄧傳嗣女出家勅」/cf.『釈録』4,p.64。『索引』、p.141。Chen1960、p.12。

[8] 「□□」都統」……S.2244R。

[9] 「河西支度」営田使印」…P.2763V2 「吐蕃巳年(789)七月沙州倉曹楊恒謙等牒」; 上海文物管理委員会「唐年次未詳〔八世紀中期〕河西支度営田使戸口給穀簿」/cf.『籍帳』pp.498-500,507-508。

[10] 「沙州乾寧使印」……Д x.1435,2165./cf. O K P Д, I, p.669, II, p.487.; 『文書学』p.395。

[11] 「内文思」使之印」……S.8444 (5.7×5.7cm, 5.8×5.75cm) ./cf. 土肥義和、前掲論文。

事務局(連絡先) 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川 正晴 方 TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会(The Research Society for Turfan Relics)